

氏 名 李 彭

学位授与年月日 2010（平成22）年3月19日

学位論文題名 中国における中小企業金融の展開過程

－中国における中小企業金融の現状とその問題点

論文審査委員 主査 清野良栄教授

論文内容の要旨

（1）本論文の構成

序章 本研究の課題と方法

1. 問題意識と本研究の課題
2. 本研究の方法と構成

第一章 中国における中小企業制度の確立過程

- 第一節 旧中国の中小企業
- 第二節 新民主主義経済期における中小企業
- 第三節 計画経済期における中小企業
- 第四節 市場経済期における中小企業
- 第五節 中小企業制度の確立

第二章 中国中小企業資金調達の実態

- 第一節 中小企業の発展と役割
- 第二節 中小企業資金調達の実態
- 第三節 金融環境と中小企業の資金調達
- 第四節 中小企業金融政策の発展

第三章 中国における保障制度の発展と問題点

- 第一節 中小企業担保の実態
- 第二節 中小企業保証制度の導入と発展
- 第三節 中小企業保障制度の現状と問題点－広東省を事例として－
- 第四節 中国の中小企業信用保証制度の問題点とその整備方向について

第四章 中国における創業・投資ファンドの発展と中小企業資金調達

- 第一節 市場経済化の進展とベンチャー体制の確立
- 第二節 ベンチャー事業の発展と現状
- 第三節 ベンチャー事業発展上の問題点

（2）論文の内容

本論文の中心テーマは、中国における中小企業に対する資金ファイナンス問題の現状お

よび考察の結果として、資金ファイナンスについての「公的資金保障制度」の創造の意義について説明することにある。

第一章は、中国における中小企業の発展過程の歴史的分析に当てられている。中小企業の成熟、発展はいずれの国・地域でも重要な問題であるが、中国の近・現代史における中小企業の位置を確定することは、翻って中国経済の特殊性を明らかにすることにも繋がるからである。

中国は、社会主義の国家である。1978年から開始された「改革・開放」戦略、社会主義的市場経済の発展を目指すということ自体が壮大な実験である。それだけに、中小企業がどのような展開を遂げてきたか（きているか）を概括しておくことは重要である。著者は、中小企業の発展過程を革命以前と以後、後者については、計画経済期と市場経済移行期に分けて考察を試みている。

革命以前、中国の企業は外国資本や官僚資本に独占され、所有構成からみた民族資本の割合は、1947年で、32.7%にすぎなかった。建国（中華人民共和国成立）後の「新民主主義」段階になって、経済的混乱を政府は中小企業に対する保護、救済政策を実施した。この政策は、①公私関係の調整、②労使関係の調整、③生産販売関係の調整という三つの側面から行われた。政府や国営企業が直接私営企業への支援を行い、国内市場のある程度の拡大に貢献した。こうした支援過程の中で、国家機関による汚職、浪費、官僚主義や企業における賄賂、脱税、国家資材の窃盗、手抜きなどの問題が発生した。それゆえ、1950年11月から「三反、五反」運動が行われ多くの違反私営企業が厳罰に処された。これを契機に、民族資本企業形態の中小企業は消滅し、国営化されることになる。こうした方向性は、1955年の李富春の報告書『中華人民共和国の国民経済発展のための第一次五カ年計画』に謳われている。

文化大革命を経て、80年代から、郷鎮企業や私営企業に産業活動に対する参入規制が解除され、税制面での優遇策を含め中小企業は大きく発展する。国営企業との競争も激化し、国営企業の経営が悪化すると同時に、株式会社、株式合作会社、合作会社などの新たな資本所有制が異なる中小企業が出現し、中小企業の形態が複雑化・多様化が始まった。中央政府も従来の国営企業を対象にした単一的企業管理制度では企業の発展の障害になるために、2003年に市場経済に適合する「現代企業管理制度」を確立することになった。その一環として、「中小企業制度」が導入された。

このように、著者は、本論文のテーマである「中小企業に対する資金ファイナンス」問題への序章として中国における中小企業発展の経過を概説している。

第二章は、中小企業の資金調達の実態を論じたものである。全体は四章構成になっている。第一節では、中小企業の経済発展に対する役割について概説している。中国の中小企業は、2006年段階で4200万社を超えている。99.8%が中小企業で占められている。そのうち、個人企業（零細企業、従業員7名以下）が3800万社を占めている。こうした中小企業が中国の、輸出、税収、産業調整および雇用等を支えている主要な担い手になって

いる。第二節以下は、中小企業の抱えている資金調達の問題点の面での制約、困難な現状について問題点を整理している。90年代以降、民間企業化した中小企業が高度成長を通じて資金に対するニーズが高まってきたにもかかわらず、安定的な資金供給ルートが確立していない問題が浮上してきた。経営規模が小さく、リスクが高いことから銀行融資を受けることのできない中小企業は、インフォーマル融資に依存せざるを得ない状況が生まれた。この原因の一つを著者は、「情報の非対称性」に求めている。これは、中小企業の財務状態を正しく把握できないということであって、それゆえ、銀行等の金融機関は中小企業に対する融資に消極的になるということである。

「情報の非対称性」によって、銀行は貸付に制限を加え、担保設定を要求したり、融資額の減額や短期融資に限定するなど、中小企業の資金調達は一層困難になっている。他方では、外部環境の変化、ここでは政府の高度経済成長政策を維持するためのインフラ整備や個人消費の拡大のための各種ローン制度の整備、それに伴う融資の増加が見られる。しかし、中小企業に対する融資では、比較的規模の大きい企業限定される。小企業を対象にした「農村信用社」による融資も減少しているのが実態である。

こうした状況の下で、中央政府の対応策も一定の変化が見られ、1998年10月に中小企業を管理する政府機構「中小企業司」を設置、支援策、サービスの健全化などを政策化するようになってきている。これらは、貸手の金融機関に対しての「行政指導」であることかの制約もある。そこで、2002年に「中小企業促進法」が採択され、融資制度の一定の整備が目指された。公的支援と市場化の二面策としての融資制度の改善である。「市場化」による融資という点を著者は、中小企業に対応する資本市場の整備や投資環境の整備を中心にした中小企業資金調達の「多様化」政策であるとしている（第四節）。

第三章は、中国における担保制度の発展とその問題点を扱った。三章は、四つの節から構成されている。

担保融資制度を「公的信用保証制度」として確立しなければ、中小企業の発展、活性化は実現しない。というのがこの章の結論であるが、そのために、現代中国における担保制度がどのように運用されているかの実証分析が不可欠である。

1999年6月に『中小企業信用保証体系構築モデル事業に関する指導意見』が公布された。それに基づいて実験が幾つかの省で行われている段階である。中小企業に対する信用保証は、「政府の支援と運営の市場化の原則」を確立することにある。「中小企業信用保証機構の設立初期には、その運営は『非営利』であり、担保基金および運営費用は公的支援を主とし、保証料の収入は補充的なものであって、政府系保証機関が信用保証体系の主体である」としながらも、運営の効率性のためには、民間保証会社も認められている。この点では不十分な現状を反映したものとなっている。第二節、第三節では、保証制度、機関の利用頻度などを中心に実態分析をしたものである。ここでも、問題は、保証制度の普及率が低いこと、保証コストが高いことなどによって利用率が低いことが明らかになっている。信用保証を与える側からも一定の制約がある。それは基金の不足や金融機関との業務連携

がうまくいっていないことなどによる。

著者は、広東省の事例を含め（第三節）、信用保証制度が円滑に機能していない原因を担保事業が「市場化」されていることにあるとしている。これまで設立された、保証機関の多くが民間系保証会社であること、そのために営利を追求することになり、保証料（手数料）が高く設定されることにもなる。結論として、中小企業に対する信用保証制度は、先進各国のように政府の財政資金による「公的信用保証制度」でなければならないと主張している。

第四章は、中小企業資金ファイナンス問題を別の視角から考察を試みたものである。全体で三節から成っている。この章の課題は、ベンチャー事業（ハイテク産業を中心）に対する資金ファイナンスを担う創業・投資ファンドの発展を中小企業資金調達論の一環に組み込んだものだといえよう。

中国における経済成長の過程の中で、ベンチャー関連事業の発展段階を1985年から現在までを三つの時期に区分しながらその特徴を論じている。第二の時期、この論文では1999年からの「確立期」以降が中心となっている。科学研究部門の企業化が促進され、その事業を資金的にバックアップする体制の整備が模索され始めた。多くのベンチャー企業が沿海地域の工業地帯に設立され、国有企業や大学が積極的に参加し、投資ブームが起こった。2004年以降がベンチャー事業の発展・深化の時期だと考えている。つまり、融資制度の問題としてベンチャー事業に対する支援育成するファンド形成、およびその制度化が表舞台に登場してきたということである。

中国のベンチャー事業形態の特徴は、政府系、事業会社系、民間独立系の比率が非常に高いことかつ規模が小さいことにある。そのために、投資先も小規模な企業が中心になっている。投資資金の回収についても一定の制約の下にある。中国のIPO市場などは未だ整備の途中にあり、市場としても未だ不完全で法的にも遅れている段階である。

しかしながら、ベンチャー事業の発展そのものは中小企業資金調達問題の解決にとって重要な内容と関連性を持つと考えられる。

以上、本論文では、中国における中小企業金融の抱えている問題点を経済成長の中心としての中小企業をいかに発展させていくのか。また、資金調達の面での困難な諸問題を行き過ぎた「市場経済化」の過程の中でどのような社会的制度を確立していくべきなのかを論じてきた。最後に、「公的な信用保証制度」として中小企業金融制度の意義、重要性を指摘して本論文の結論としている。